

◇ 国「子ども・子育て会議（第20回）、基準検討部会（第24回）合同会議」（11月28日）の開催について ◇

◇ 11月28日子ども・子育て会議（第20回）、基準検討部会（第24回）合同会議が10:00～12:30に開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1)市町村子ども・子育て支援事業計画について (2)教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会
中間とりまとめについて (3)その他

<ポイント>

- 市町村子ども・子育て支援事業計画「量の見込み」「確保方策」調査集計結果の概要について説明が行われ、数値については引き続き精査が必要であることが補足された。
- 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会中間とりまとめ」、「平成26年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」、「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ」等について報告がおこなわれた。
- 「子ども・子育て支援新制度の確実な財源確保について」当連盟並びに関係団体の連名による意見要望が示された。

※以下敬称略

- ・無藤部会長より開会挨拶が行われた。事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告された。併せて議事進行について説明された。
- ・有村少子化担当大臣より「子ども・子育て支援新制度をどのようにうまく実施移行できるか大事なタイミングであると認識している。先日安倍総理が平成29年4月まで消費税率10%アップを延期することを決めた。同時に子育て支援の充実はまったなしの状況であることは寸譜も変わらず、したがって子ども・子育て支援新制度の平成27年4月施行予定にまったく変更はない。新制度の円滑な施行のために財源確保が必要であり、皆様のご苦勞をしっかりと踏まえて新制度のしっかりとした実施に移行していきたい。国民の皆様、主権者、納税者の皆様により限られた財源でもよくやっていることを皆様と共に示していきたい。」旨挨拶が行われた。
- ・委員より、業界を代表してこの委員になっている中で日本の未来に対しての投資の覚悟をもって取り組んでいる。基本的には不安・期待が入り交ざっている中でも将来に向けた取組を求められている。それぞれの業界の良さを取り入れながらもこの危機にあっても皆思いは同じであると思いたい大臣と共に取組んでいきたい旨、意見が述べられた。

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画について

- ・事務局より資料1「市町村子ども・子育て支援事業計画の策定作業の進捗状況について」、参考資料「市町村子ども・子育て支援事業計画「量の見込み」「確保方策」調査集計結果」の説明が行われ協議が行われた。

資料1「市町村子ども・子育て支援事業計画の策定作業の進捗状況について」(平成26年11月28日)より抜粋、引用

市町村子ども・子育て支援事業計画について

- 子ども・子育て支援新制度では、市町村が、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等について、事業計画を策定し、
・潜在ニーズも含めた住民の利用ニーズを把握した上で（「量の見込み」）
・これに対応する提供体制を計画的に整備する（「確保方策」） 仕組みとしている。
- 現在、多くの市町村で、事業計画の策定作業の最終段階にあるが、今般、都道府県を通じて進捗状況の報告を求めたところ、その全国集計値の概要は次ページ以降のとおり。
- なお、数値は全て精査中のものであり、今後変更等ありうる。

【対象範囲】

- ・幼児期の学校教育・保育（1号認定、2号認定、3号認定）
- ・地域子ども・子育て支援事業（「実費徴収に伴う補足給付事業」を除く）

【数値の内容】

- ・実績値については、原則として平成25年度の数値を記載している。ただし、平成25年度の数値を把握していないものについては、直近の年度の数値を記載している。
- ・平成29年度、平成31年度については、原則として「量の見込み」の全国集計値を記載している。ただし、未提出市町村の分など一定の補正を加えている。

(1) 幼児期の学校教育、保育

① 1号認定、2号認定

		平成25年度実績	平成29年度	平成31年度
1号認定+2号認定		299.3 万人	299.1 万人	292.1 万人
1号認定 *1		158.3 万人	127.6 万人	123.7 万人
2号認定	幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの *2	—	29.9 万人	25.7 万人
	その他	—	141.7 万人	142.7 万人
	合計	141.0 万人	171.6 万人	168.4 万人

*1

- ・25年度実績値は、幼稚園等の就園児数であり、共働き家庭の子どもが含まれる。
- ・確保方策としては、認定こども園・幼稚園(確認を受けないものを含む。)が該当。

*2

- ・幼稚園の現在の利用割合を基に設定。各市町村計画では、「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」を「それ以外」と区分して記載する取扱いとしている。
- ・確保方策としては、認定こども園・保育所のほか、幼稚園(確認を受けないものを含む。)が該当。

② 3号認定

	平成25年度実績	平成29年度	平成31年度
0歳	17.5 万人	23.1 万人	23.2 万人
1・2歳	75.7 万人	92.9 万人	91.5 万人

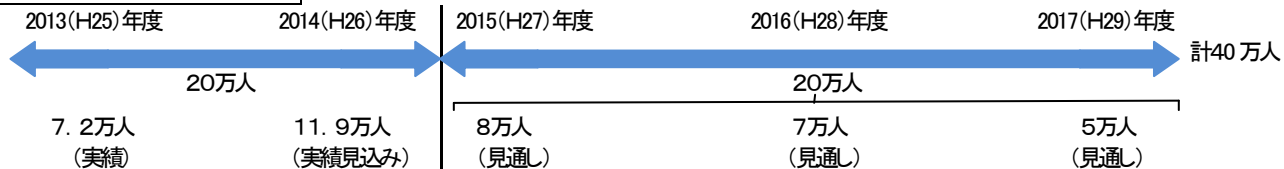
(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業【新規】 (注)「量の見込み」は地方単独事業と一体となっているため、「確保方策」(国事業)の集計値を示している。	平成26年度実績見込	平成29年度	平成31年度
	291ヶ所	1,721ヶ所	1,843ヶ所
② 延長保育事業 (注)平成29年度がピークとなっている。短時間認定児は含まない。	平成24年度実績	平成29年度	平成31年度
	74.7 万人	127.7 万人	127.3 万人
③ 多様な主体の参入促進事業【新規】	平成26年度実績見込	平成29年度	平成31年度
	70 市町村	124 市町村	134 市町村
④ 放課後児童クラブ	平成26年度実績	平成29年度	平成31年度
	93.6 万人	124.4 万人	124.2 万人
⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ)	平成26年度実績見込	平成29年度	平成31年度
	7.8 万人日	16.7 万人日	16.5 万人日
⑥ 乳児家庭全戸訪問事業	平成25年度実績	平成29年度	平成31年度
	92.0 万人	95.2 万人	92.4 万人
⑦ 養育支援訪問事業	平成25年度実績	平成29年度	平成31年度
	12.4 万人	14.0 万人	14.4 万人
⑧ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	平成25年度実績	平成29年度	平成31年度
	306 市町村	672 市町村	674 市町村
⑨ 地域子育て支援拠点事業 (注)「量の見込み」は地方単独事業と一体となっているため、「確保方策」(国事業)の集計値を示している。	平成25年度実績	平成29年度	平成31年度
	6,233ヶ所	7,554ヶ所	7,815ヶ所
⑩ 一時預かり事業(幼稚園型)(在園児のみ)	平成26年度実績見込	平成29年度	平成31年度
	3442.6 万人日	5208.7 万人日	5156.3 万人日
⑪ 一時預かり事業(⑩以外)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業、就学児を除く)	平成25年度実績	平成29年度	平成31年度
	・406.3 万人日(一時預かり) ・4.4 万人日(トワイライトステイ)(平成26年度実績見込) ・46.6 万人(ファミサポ(就学児含む))	1382.7 万人日	1354.2 万人日
⑫ 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業)	平成25年度実績	平成29年度	平成31年度
	46.6 万人(ファミサポ分) 52.0 万人日(病児保育)	223.6 万人日	219.6 万人日

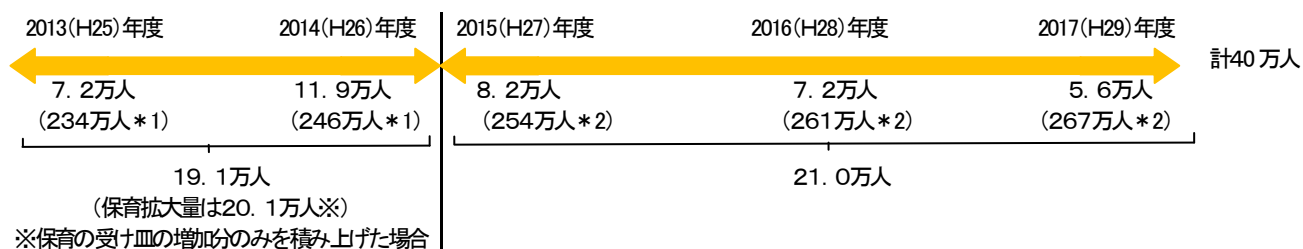
⑬ ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)	平成 25 年度実績	平成29年度	平成31年度
	46.6 万人(未就学児含む)	120.5 万人日	121.9 万人日
⑭ 妊婦健診	平成25年度実績	平成29年度	平成31年度
	—	1066.9 万人回	1040.1 万人回

待機児童解消加速化プランの目標数値との関係

現在の待機児童解消加速化プラン



市町村計画集計による量の見込み



* 1 実績値(H26 は見込み)

* 2 H29 について、2号は確保方策の集計値、3号は量の見込みの集計値
H27、H28 は、前倒し整備を見込んだ値

※ プランを踏まえた利用率

3歳以上児:	48.5%	$\left(\begin{array}{l} 44.5\% \\ 35.1\% \\ 11.4\% \end{array} \right)$ (H26.4)
1、2歳児:	46.5%	
0歳児:	16.1%	

* H26.4の利用率は「保育所」の利用率
プランの数値は小規模保育事業等を含めた数値

＜ 委員の主な意見概要 ＞

- 新制度移行後も教育委員会の関与をお願いしたい。
- 委員提出資料として「子ども・子育て支援新制度を円滑にスタートさせるための財源確保を求める緊急アピール」(にっぽん子育て応援団)を提示させて頂いた。
- 自治体によっては計画を進める中でやはり財源確保が必要になっていることをよく踏まえて頂きたい。新制度の目的は待機児童解消と親のライフスタイルによる子どもの育つ場所の分断を改善する。幼児期の教育を人づくり政策として改善する社会づくりと人づくり、税の社会保障への給付を進めていくという四点をセットで進めていく必要がある。厚労省の社会づくりと文科省の人づくり政策が忘れられないように進めていく必要がある。幼保連携型認定こども園教育・保育要領の解説(案)をしっかりと早急に進めていく必要がある。現場はお金だけで動いているわけではない。どのような保育になるのかということを示していく必要がある。障がい児分野、社会的養護分野でも進めて行く必要があり、そうした分野の量の見込みと確保方策もセットで進めていくことが必要。
- 新制度の実施主体である市区町村のほとんどが今後の議会で利用者負担を決めていく上で、利用者負担がしっかり定まらないという状況の中で認定証の発行のシステムの開発も併行して進めている。消費税率の引き上げが先送りになったことによる予算の調整も行われている。市区町村において確保方策がしっかり進められることが必要であり、新制度がしっかり進められるように国においては財源確保を進めて頂きたい。
- 認証保育所等が認可に移行する際に在園児対策がしっかり進められていない自治体がある。既存の在園児が一旦でも追い出されることがないように Q&A で配慮して頂きたい。今回の調査で潜在待機児が 40 万人ということは間違いでなかった上で、待機児童解消が計画的に進められていく中で、定員割れする園も出てくる。ポスト待機児童対策も想定する必要がある、突発的に閉園した際に近隣の園が受け入れられること、そのためには時限的に基準を緩和しても緊急に受け入れられるようなスキームを作っておく必要がある。

- 子どもの世界の中で不協和音があることも 15 年間子ども施策が進まなかった背景にあることを良く反省して頂きたい。日本の子どものために専門者としてどのような役割があるのか否かをよく考える必要がある。今回の調査集計の考え方は親のニーズなのか、実際の対象になる子ども全体の数値なのか伺いたい。
 - 委員提出資料として「子ども・子育て支援新制度の確実な財源確保について」（平成 26 年 11 月 28 日）を提出したのでぜひよろしくお願ひしたい（※下記掲載）。公定価格と人事院勧告の関係について伺いたい。前回示された「認定こども園に係る対応について」当面の対応の基本方針における「② 少人数の 1 号定員を設定する認定こども園について、公平性の観点から、1 号認定固有の加算項目に係る加算要件のあり方」については、基本は高い方に合わせるということであると思ひ、もしもそのような加算が付けられていない施設があればつけていく必要がある。11 時間の 8 時間との 3 時間について例えば、定員規模の大きい施設については小規模の所に比して延長保育のニーズは大人数であり、事故がおこる何らかの要件も想定されるので、その点についての配慮はいかがか。
 - 保育士、教諭不足という中でお金はあるが人材がないというようになることがないようにして頂きたい。今後数値のブレがあった際に今後の見直しの方向について伺いたい。
 - 居宅訪問型事業について、労働基準上 6 時間を超えない場合は休憩時間を入れなくても良いとされており、例外規定もあるがそのために 6 時間を超えるニーズに対応することが少なくなることがないようにする必要があり、その後の検討はどのように進められているか伺いたい。
- （事務局説明概要）「市町村子ども・子育て支援事業計画「量の見込み」「確保方策」調査集計結果」について、現段階では、明らかに異常値と思われる回答もあり、さらに個別に精査の作業を進めなければ市町村ごとの数値は公表しづらい。またほとんどの市町村から地域型保育の中での仕分けはできていない。あくまで国で行っている作業はより正確に実態に近いであろう数値調査を進めている。
- ・ 予算スケジュールは通常の年末スケジュールはずれるということとは言えるが、実際に事業者も準備をしていく段階で一定見え次第お伝えしていきたい。
 - ・ 計画期間は 5 年間ある中で途中の段階で必要な見直しはしていくものである。
 - ・ 障がい児については、基本指針を作る際の数値を連携していくものであったが、確保計画においては今後も関係部局と連携して進めていきたい。
 - ・ 昨年の秋以降から春の児童のいる世帯のニーズ調査を実施して集計しているが、記入しているものは親であり、潜在共働き家庭も含めた 3 から 5 歳の児童の家庭であり、実際には保護者が希望したものになっている。それに将来の人口のマクロ推計に利用率をかけて推計している
 - ・ 利用者支援事業については新規事業であり、市町村に対して今後もその意義をしっかりと周知していきたい。
 - ・ 量の拡充と財源確保については、ニーズの積み上げの結果 1、2 歳児について 46.5%というかなり利用率の高い数値が達成されるということ。待機児童解消加速化プランの目標値では、とくに平成 26、27 年度の 2 年間整備が加速化しており、で 19.1 万人分が確保される。残った 3 年間での 21 万人分の拡充は、かなり現実的な数字と考えられる。したがって平成 29 年度の 0 歳児の量の見込み 116 万人についての確保方策が 111.4 万人となっているが、実際には大都市部を中心に精力的に待機児童対策は進められていて、決して解消が出来ないというものではない。現実的なものである。
 - ・ また運営費と整備費を分けて考えていく必要があり、整備費については消費税の延期の影響は受けないので、そうした意味では確保方策の影響は受けない。運営費は新制度では、子どもが施設を利用すれば、自治体は義務的に負担する。質の向上がどうされるかという点はあるながらも、消費税増税見送りによる量的拡充の影響はないということである。
 - ・ 公定価格と人事院勧告については、今年度人事院勧告がプラス勧告となっているので今年度は反映をさせていくことが想定される。ただし来年度予算については現時点で確定的なことは述べられないが、仮に上がるといふことであれば、以降の公定価格の発射台として影響していくものになる。
 - ・ 11 時間開所については、今回質の改善として一定前進を示している。3 時間の中では徐々に子どもの数は減るといふ実態に併せて想定しているが、個々の園については必ずしもそうした想定にあったものではないケースも考えられるので、今後とも改善に向けて検討していきたい。
 - ・ 認可外については政策努力を重ねて継続して減らしていきたい。
 - ・ 保育士の確保については事業者だけの努力で確保されるものではないので今後とも国としても取り組んでいきたい。ピーク時が想定される平成 29 年度時点でどの程度保育士が確保できるのかお示ししていきたい。

- ・ 居宅訪問型の労働基準については継続して関係部局とも検討しているが速やかに進めて一定の対応をお示ししていきたい。
- ・ 公立の幼保連携型認定こども園の所管、保育教諭の研修等の主管は首長であるが、一方で保育・教育に対する教育委員会の関与は引き続き必要と考えているので施行に合わせてあらためてお示ししていきたい。
- ・ 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説案」の案がとれたものについては、遅くとも年内にはホームページで周知していきたい。引き続き様々な機会を通して周知に努めていきたい(※下記参考)。

参考資料2「委員提出資料」(平成26年11月28日)より掲載

平成26年11月28日

社会福祉法人 日本保育協会
 理事長 大谷 泰夫
 公益社団法人 全国私立保育園連盟
 会長 近藤 遼
 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
 会長 万田 康
 全国保育士会
 会長 上村 初美
 全国児童養護施設協議会
 会長 藤野 興一
 全国乳児福祉協議会
 会長 長井 晶子
 全国母子生活支援施設協議会
 会長 大塩 孝江

子ども・子育て支援新制度の確実な財源確保について

1. はじめに

社会保障と税の一体改革において、消費税の使途として年金、医療、介護に加え少子化対策が明記されたことに改めて感謝を申し上げます。また、政府与党一丸となって国家財政健全化に向け、不断の努力を重ねられておられることに対し深甚なる敬意を表します。

2. 子ども・子育て支援新制度の施行を目前に控えて

我が国においては、今後訪れる未曾有の少子高齢化社会への対応が国家的課題です。このことを踏まえ、子ども・子育て分野では7千億円の消費税財源を含む1兆円超の公費の追加を前提として、約40万人分の保育の受け皿を確保するための「待機児童解消加速化プラン」の推進や、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行など少子化対策の拡充や児童福祉の推進に向け全力を傾ける必要があります。

少子化対策として今やらなければならないことは、大都市部、地方を問わず全国のすべての地域において安心して子どもを産み、子育てしやすい環境を整備し、子どもが健やかに育つ社会を一刻も早く実現させることであります。また、深刻化する児童虐待、DV問題等を背景に、社会的養護関係児童福祉施設では、虐待を受けて子どもや障害がある子どもの増加、また、DV被害、精神疾患のある保護者への支援強化が喫緊の課題であります。

しかし、消費税財源以外の3千億円超の財源の確保については現時点では全く目処が立っておらず、子ども・子育て支援新制度の施行に向けて大きな不安を抱えております。このような中で、これまで見込んできた財源に更に不足が生じ、少子化対策の推進や社会保障水準の後退などの影響、ひいては将来世代への国民負担の先送りなどが生ずることに大変不安を感じております。

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から円滑に施行できるよう財源確保について特段のお願いを申し上げます。

3. 更なる少子化対策の抜本的な拡充について

今後、高齢化による社会保障費の増大が避けて通れない中で、社会を支える若い活力を確保することが人口減少社会を克服する絶対条件であり、少子化の克服に向けて一時の猶予もありません。

現在消費税財源として予定されている7千億円だけでは少子化を克服することは困難であり、更なる抜本的な少子化対策のために大幅な追加財源の投入による施策の拡充が必要であると考えます。

(2) 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会中間とりまとめについて

- ・ 事務局より資料2「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会中間とりまとめについて」について説明がなされた。

資料2「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会中間取りまとめについて」(平成26年11月28日)より抜粋、引用

1. 本検討会における検討事項及び本中間取りまとめの位置付けについて

① 本検討会における検討事項について

- 子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、その遵守すべき運営に関する基準(以下「運営基準」という。)に基づき、事故の発生、再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講じることとされている。

その上で、運営基準に基づく施設・事業者による対応のみならず、①特に重大な事故についてのプライバシーに配慮した情報の集約、②類似の事例が発生することを防止する観点からの当該事故情報の公表、分析・フィードバック(周知)、③事故再発防止のための支援や指導監督などに関する行政の取組のあり方について検討することが求められている。

- 現行においては、保育所、認可外保育施設、放課後児童クラブ等について、死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合には、国に報告を行う制度が設けられているが、必ずしも事故の検証や再発防止に役立つ形にはなっていない等の問題点が指摘されているところである。そのため、上記の検討を行うに当たっては、こうした現行制度に係る問題点を踏まえ、施設・事業の透明性を高めつつ、事故の再発防止に資する制度としていく必要がある。

- こうした問題意識の下、本検討会では、以下に掲げる大括りの論点及びそれを細分化した具体的検討項目について、検討を行っていくこととしている。

論点1: 重大事故の情報の集約のあり方について、どう考えていくか

論点2: 集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方について、どう考えていくか

論点3: 事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方について、どう考えていくか

2. 当面の検討課題について、各論点の検討の視点及び対応方針

以下、本検討会で当面の検討課題として検討を行った各論点について、検討の視点及び対応方針を整理し提示する。

論点1: 重大事故の情報の集約のあり方について

① 集約(=行政への報告)の範囲について

イ) 報告の対象となる施設・事業の範囲

【検討の視点】

- 運営基準において事故発生時の報告を求めている特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者については対象となる。
- その上で、現行の取扱いを踏まえ、現行で対象となっている施設・事業及び運営基準で対象となる施設・事業に加え、就学前の子どもを預かる施設・事業(※)を対象とすることについて、どう考えるか。

※ 認可外の居宅訪問型保育事業、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業

- 特に、対象児童のうち、死亡事故が多い0～2歳児を預かる施設・事業について、どう考えるか。

- なお、他の論点(報告の対象となる範囲、報告事項、集約の方法等)についても、これらの施設・事業のうち特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、認可外の居宅訪問型保育事業、延長保育事業、病児保育事業及び一時預かり事業の取扱いを検討することとしてはどうか。

【参考: 現行の取扱い】

- 以下の施設・事業について、事故が発生した際、報告を求めている。

・保育所及び認可外保育施設・放課後児童クラブ・ファミリーサポートセンター事業

○対応方針

・子ども・子育て支援新制度における

① 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者

…確認を受けた認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

- ※ 子ども・子育て支援法に基づく確認を受けない幼稚園については、学校保健安全法に基づき、小・中・高校と同様の危険等発生時の対応等が図られている。本検討会のとりまとめや「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議等における検討も踏まえ、引き続き安全体制の充実を図る。

② 地域子ども・子育て支援事業(子どもを預かる事業に限る)(※)

…一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業

- ※ 放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業については、対象児童の年齢や保育内容等が異なることから、本検討会のとりまとめに準じて対応する。

③ 認可を受けていない施設・事業

…認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

を報告の対象とする。

ロ) 報告の対象となる重大事故の範囲

【検討の視点】

- 重大事故の再発防止を進めていく観点から、報告の対象となる事故の範囲について、どう考えるか。

【参考: 現行の取扱い】

- 死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等を対象としている。

○対応方針

・ 国への報告対象とすべき重大事故の範囲については、現行の報告対象である死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明の事故(※)を含む。)等とする。また、これらの事故の例示を示すこととする。

※ 意識不明の事故については、その後の経過に関わらず、事案が生じた時点で報告対象とする。

・ 事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である(なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要)。さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運

<p>用がなされるべきである。</p> <p>ハ) 報告の対象となる重大事故に関する情報の範囲(項目)</p> <p>【検討の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の取扱いを踏まえ、その範囲についてどう考えていくか。 ○ 現行の報告様式に定める事項について、追加又は削除すべきものがあるか。特に、行政指導の状況や、当該事故に関し特徴的な事項(同種の事故の再発防止に資する事項)の報告を求めることについて、どう考えるか。その他、効果的・効率的に報告等の仕組みを運用する観点から、どう考えるか。 ○ 重大事故が発生した際に、速やかに報告すべき情報と、一定程度の状況を把握した時点で報告すべき情報を分けることについて、どう考えるか。また、報告期限について目安を設定することについてどう考えるか。 ○ 事故の検証との関係で、どのように考えるか。 <p>【参考: 現行の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故が発生した際、以下の情報等を記した上で、報告を求めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に関する情報(認可・認可外の別、施設名、所在地、設置者、入所児童数、保育従事者数、保育室等の面積等) ・ 被災児童に関する情報(児童年齢・性別、入所年月日、病状・死因等(既往症)、病院名等) ・ 事故発生時の状況に関する情報(発生日時、発生時の体制、発生時の児童の様子、発生状況、発生後の対応等)等
<p>○ 対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故報告様式については、別紙1のとおりとする。また、記載例を示すこととする。 ・ また、事故が発生した際に、速やかに報告すべき情報と、一定程度の状況を把握した時点で報告すべき情報を分け、報告期限の目安(※)を設定することとする。 <p>※ 国への第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1ヶ月以内程度とするが、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行う。また、その後、事故発生の要因分析や検証等の結果について、でき次第報告する。</p>
<p>② 集約方法について</p> <p>イ) 報告の集約先</p> <p>【検討の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・子育て支援法に基づく確認制度(運営基準)は市町村が運営することから、事故が発生した際には、市町村に対して報告するよう求めているが、現行の取扱いとの関係、情報の効率的な集約等との関係を踏まえ、報告をどのようなルートでどこに集約するか。 ○ 現行では、法令上の仕組みはないが、保育所から市町村(指定都市・中核市を除く。)になされた報告については都道府県を通じて、保育所から指定都市・中核市になされた報告及び認可外保育施設からなされた報告については報告のあった都道府県・指定都市・中核市から、国に集約されている。新制度においては、認可施設(※)は、法令(運営基準)上、市町村に報告することとなる(認可外保育施設については、法令上の仕組みはない)。これらを踏まえ、報告及び集約の方法についてどう考えるか。 <p>※ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重大事故が発生した際に、速やかに報告すべき情報と、一定程度の状況を把握した時点で報告すべき情報を分けることについて、どう考えるか。また、報告期限について目安を設定することについてどう考えるか。(再掲) ○ 消費者安全法において、重大事故等が発生した場合には、直ちに消費者庁へ通知することとなっているが、通知ルートについてどう考えるか。 <p>【参考: 現行の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所において事故が発生した場合は市町村に対し、認可外保育施設において事故が発生した場合は都道府県・指定都市・中核市に対し、報告するよう求めている。 * 放課後児童クラブ、ファミリーサポート・センター事業は市町村事業であることから、市町村から都道府県に対し報告するよう求めている。 * 最終的には都道府県等から国に対して報告するよう求めている。 <p>ロ) 報告様式</p> <p>【検討の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の取扱いを踏まえ、統一的な報告様式を定めることとするか。 ○ 現行の報告様式に定める事項について、追加又は削除すべきものがあるか。特に、行政指導の状況や、当該事故に関し特徴的な事項(同種の事故の再発防止に資する事項)の報告を求めることについて、どう考えるか。その他、効果的・効率的に報告等の仕組みを運用する観点から、どう考えるか。(論点1①ハの再掲) ○ 事故が発生した場合は「速やかに」報告することとされているが、その後の状況の変化等にどのように対応するか。 <p>【参考: 現行の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記①ハに掲げる事項を記載する報告様式を定めている。
<p>○ 対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可・確認を受けた施設・事業、延長保育事業・病児保育事業・一時預かり事業については市町村から都道府県へ報告、認可を受けていない施設・事業については都道府県へ報告する。それらについて、都道府県から国へ報告を行うこととする。 ・ また、事故が発生した際に、速やかに報告すべき情報と、一定程度の状況を把握した時点で報告すべき情報を分け、報告期限の目安(※)を設定することとする。 <p>※ 国への第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1ヶ月以内程度とするが、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行う。また、その後、事故発生の要因分析や検証等の結果について、でき次第報告する。(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者安全法に基づく重大事故等の消費者庁への通知については、直ちに通知することとされている。 施設・事業者から報告を受けた市町村・都道府県は、第1報の時点で、消費者庁へ通知を行うこととする。 <p>※ 事故の報告範囲について、消費者庁への通知範囲には、所管府省への事故報告範囲に加え、これらの事故を発生させるおそれがあるものも含まれることに留意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告様式については、別紙1のとおりとする。また、記載例を示すこととする。(再掲) ・ なお、関係者が事故発生後すぐに発生状況を詳細に記録することについては、事故の再発防止のための

事後的な検証のあり方の検討の際に検討する。

論点2 集約した情報の公表、分析・フィードバックのあり方について

①公表のあり方について

イ)公表に関するルール、方法

【検討の視点】

○ 下記②のデータベース化とともに、検討することが必要ではないか。

○ 個別事案の公表については、重大事故の再発防止の観点と情報公開・個人情報保護の観点の双方を踏まえ、報告された事項のうちどの項目を公表することが適当か。

【参考:現行の取扱い】

○ 国においては、毎年、事故件数等を公表しており、個別事案については、情報公開制度に則って対応している。地方自治体においても、事案に応じて個別に報道発表している。

②分析・フィードバックのあり方について

イ)既に集約している情報を中心とするデータベース化

【検討の視点】

○ 論点1①イにおける対象となる施設・事業とも関連して、上記のデータベースに含まれていない施設・事業については、データベース化や公表のあり方について検討することが必要ではないか。(上記①イの公表に関するルール、方法とも関連)

○ 報告される情報の項目、個別事案の公表の取扱いのほか、日本スポーツ振興センターの学校事故事例検索データベースの公表内容等を踏まえ、集約した情報のデータベース化について、どのような対応とすることが適当か。

【参考:現行の取扱い】

○ 日本スポーツ振興センターの学校事故事例検索データベースでは、死亡・障害の別・種類、性別、発生場所、発生状況等を公表している。

○対応方針

・国は、報告のあった事故情報についてデータベース化を行い、個人情報や施設等の名称・所在地を除く情報について、事故の背景が見えるよう、報告を受けてから速やかにホームページで公表する。

・データベースのイメージについては、別紙2のとおり。

・都道府県・市町村は、報告のあった事故について事案に応じて公表を行うとともに、防げなかった要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供する。また、再発防止策についての好事例は、国へ情報提供する。

・検証結果の公表については、事故の再発防止のための事後的な検証のあり方の検討の際に検討する。

3. 残された検討課題に係る各論点の検討の視点

以下の論点は年明け以降に改めて検討することとしているが、これまでの議論において示された検討の視点を整理し提示する。

ロ)事故の発生防止(予防)のためのガイドライン

論点3: 事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方について

① 事故の再発防止のための事後的な検証のあり方について ② 事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方について

・事務局より、資料3「平成26年放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」資料4「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめについて」参考資料1「次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針」について触れられた。次回日程については、今後のスケジュールを見ながら進めていきたい旨説明された。 以上

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

(参 考) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の解説書は、この度、内閣府ホームページに掲載されました。

内閣府ホーム > 共生社会政策トップ > 少子化対策/子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て支援新制度 > 法令・通知等(※参考資料の「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の告示の公示について(通知)」別添)下の、「解説書【印刷用】(PDF形式:1,235KB)」に掲載されています。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/s-youho-k.pdf>

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp